

# ふれあい東戸塚ホスピタル院内感染対策指針

## 1. 院内感染対策の基本的な考え方

ふれあい東戸塚ホスピタルにおいて患者と病院職員に安全で快適な医療環境を提供するために、感染予防と感染制御の対策に取り組みます。

## 2. 院内感染対策のための委員会及び組織に関する基本的事項

病院における感染対策の策定と推進のために「ふれあい東戸塚ホスピタル院内感染対策委員会」を設置して、月1回の定例会議を開催します。

感染対策実施のために、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・事務職員等からなる感染対策チーム（ICT）を組織して、院内巡視等感染対策の実務を担当します。

## 3. 院内感染対策のための従業員に対する研修に関する基本方針

感染防止に関する意識の向上を図るため、院内研修会を年2回行うほか、必要に応じて随時研修を行います。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

病院における感染症の発生状況は、院内感染対策委員会が把握し病院職員に周知します。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

感染症患者発生の場合は、院内感染対策委員会に報告し、委員会が必要な対応を行います。「感染症患者」とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）の対象疾患や院内感染の恐れがあると判断されるものすべてをいいます。

届出義務のある感染症患者が発生した場合、感染症法に準じて行政機関に報告します。

## 6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載等を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

## 7. その他、院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染マニュアルを整備して、定期的な見直しと病院職員への周知徹底を図ります。施設内に専門家がない場合は、専門家を擁するしかなるべき組織に相談し、地域支援を求めます。患者本人および患者家族に対して適切なインフォームドコンセントを行います。